福県医発第２５０号（保）
平成１５年　５月　９日

各　医　師　会　長　殿

福岡県医師会
会長　関　原

在宅医療に係る衛生材料等の取扱いについて

在宅医療に係る衛生材料等の取扱いにつきましては、「診療報酬点数表（平成６年３月厚生省告示第５４号）および老人診療報酬点数表（平成６年３月厚生省告示第７２号）の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成１４年３月８日保医発第０３０８００１号）および「保険医療機関等において患者から求めることができる実費について」（平成１２年１１月１０日保険発第１８６号）により取り扱われていますが、今般、厚生労働省より日本医師会を通じて下記について改めて周知徹底するよう通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願いいたします。

記

在宅療養指導管理料は必要かつ十分な量の衛生材料または保険医療材料を支給した場合に算定することとなっており、保険医療機関は訪問看護ステーションとの連携等により在宅医療に必要な衛生材料等の量の把握に努め、十分な量の衛生材料等を支給すること。

日医発第57号（保20）
平成15年4月22日

都道府県医師会長　殿

日本医師会長
坪井栄孝

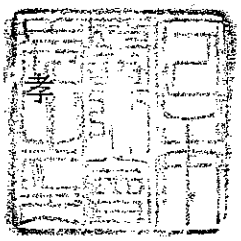

在宅医療に係る衛生材料等の取扱いについて

在宅医療に係る衛生材料等の取扱いにつきましては、「診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第54号）および老人診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第72号）の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成14年3月8日保医発第0308001号）および「保険医療機関等において患者から求めることができる実費について」（平成12年11月10日保険発第186号）により取り扱われているところでありますが、今般、厚生労働省保険局医療課長より、別添について改めて周知徹底するよう通知されましたのでご連絡申し上げます。

（添付資料）
・在宅医療に係る衛生材料等の取扱いについて
（平15.3.31　保医発第0331014号　厚生労働省保険局医療課長通知）

写

保医発第0331014号
平成15年3月31日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長　　殿
都道府県老人医療主管部（局）
　老人医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長

在宅医療に係る衛生材料等の取扱いについて

標記については、「診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第54号）及び老人診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第72号）の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（保医発第0308001号）及び「保険医療機関等において患者から求めることができる実費について」（平成12年11月10日保険発第186号）により取扱われているところであるが、今般、下記について関係者に対し改めて周知徹底を図られたい。

記

在宅療養指導管理料は必要かつ十分な量の衛生材料又は保険医療材料を支給した場合に算定することとなっており、保険医療機関は訪問看護ステーションとの連携等により在宅医療に必要な衛生材料等の量の把握に努め、十分な量の衛生材料等を支給すること。